

農林水産省

プレスリリース

平成20年10月31日
農林水産省

事故米穀を国内市場に流通させないための「輸入米穀買入委託契約書」の見直し等について

食品衛生上問題がある米穀を輸入させないため、「輸入米穀買入委託契約書」を改正しましたので、主な改正内容をお知らせします。また、本日、輸入米穀の入札の公告を行いましたのでお知らせします。

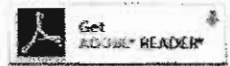
＜添付資料＞（添付ファイルは別ウィンドウで開きます。）

- 「輸入米穀買入委託契約書」の主な改正内容(PDF:13KB)
- 平成20年度第2回MA一般米入札について(PDF:18KB)
- 平成20年度第1回SBS米入札について(PDF:17KB)

— お問い合わせ先 —

総合食料局食糧部食糧貿易課
担当者:米穀貿易班:垣見、飯嶋
代表:03-3502-8111(内線4267)
ダイヤルイン:03-6744-2089
FAX:03-3591-1692

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

事故米穀を国内市場に流通させないための「輸入米穀買入委託契約書」
の見直しについて

食品衛生上問題がある米穀を輸入させないため、以下のとおり「輸入米
穀買入委託契約書」を改正する。

主な改正内容

(事故品等の区分及び処理)

第 15 条 甲は、第 10 条の輸入手続又は前条の検査において、食品衛生上問題があると認められたもの（以下「事故品」という。）
については、前条の検査職員に他の現品と区分させるものとする。

2 甲は、船舶又は沿岸の荷役作業中にこぼれ落ちたものをはき
寄せたもの等であつて、土砂、石、きょう雑物、異物、砕粒（砕
精米の規格の砕粒を除く。）等を多く含んだもの又は土、砂、
油分その他によって汚損された粒を多量に含んだもの（以下「荷
粉品」という。）については、前条の検査職員に他の現品と区
分させるものとする。

3 甲は、事故品又は荷粉品に区分されたものについては、買入
れを行わないものとする。

4 乙は、事故品又は荷粉品として区分されたものについては、次
のいずれかの方法により処理を行い、国内に流通させないもの
とする。

この場合において、当該処理を実施するために必要な費用に
ついては、乙の負担とする。

(1) 積戻しによる輸出国等への返送

(2) 廃棄物としての処理

5 乙は、前項に掲げる処理を行うときは、付録 1 に定める処理
計画を甲に提出するものとする。

注：甲は総合食料局長、乙は商社である。

平成20年10月31日
農 林 水 産 省

平成20年度第2回MA一般米入札について

ミニマム・アクセスの枠内で行うMA一般輸入について、平成20年度第2回入札を下記のとおり実施します。

記

1. 日 時 : 平成20年11月7日(金)
午後1時15分～午後2時
2. 場 所 : 農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課
3. 契約予定数量 : 51,000トン
(内訳)

タイ国産(長粒種)	25,000トン
米国産(中粒種)	13,000トン
グローバル・テンダー(中粒種)	13,000トン
4. 契 約 区 分 : 一般米及び砕精米

平成20年10月31日
農 林 水 産 省

平成20年度第1回SBS米入札について

ミニマム・アクセスの枠内で行うSBS輸入について、平成20年度第1回入札を下記のとおり実施します。

記

1. 日 時：平成20年11月14日（金）
 午後0時00分～午後0時15分
2. 場 所：農林水産省総合食料局 入札室A及びB
3. 契約予定数量：25,000トン
4. 契約区分：一般米及び碎精米